第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十六条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（Ｋ）とする。

所要自己資本額（K）$=2.33\times h^{0.5}\times\left(\left(\sum_i 0.5\times w_i\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)\right)^2+\sum_i 0.75\times w_i^2\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)^2\right)^{0.5}-\sum_{ind} w_{ind}\times M_{ind}\times B_{ind}$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

B_iは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方ｉに係る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
ウェイトw_i（パーセント）	○・七	○・八	一・○	二・○	三・○	十・○

3　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方ｉに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第五十三条第二項に規定する与信相当額

5　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）$=$（想定元本額又は与信相当額）$\times\left(1-EXP\left(-0.05\times M_i\right)\right)/\left(0.05\times M_i\right)$

M_iは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

6　第一項の規定によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD_i^{total}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD_i^{total}とするものとする。

掛目$=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第三節　簡便的リスク測定方式

（簡便的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十六条の四　簡便的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

第六章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の五　第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

一　中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　中央清算機関に係る清算基金

三　信用協同組合等が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであって、第二百四十六条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六　第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

一　適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー